※特定医療費(指定難病)支給認定申請書(更新)を<u>既に提出された方</u>には不要の情報です。 その場合は、岐阜県からの受給者証の送付又は審査結果の通知をお待ちください。

【岐阜県より「指定難病医療費助成」に係る重要なお知らせ】

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 受給者証の有効期限経過後の更新申請の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響で、通常の更新申請手続きが困難な場合を想定し、岐阜県における令和3年度の更新申請については、以下のとおりといたします。

<岐阜県における新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた内容>

- ○受給者証に記載している有効期間内に更新申請が行われなかった場合(必要な書類が揃わなかった場合を含む。)は、有効期間以降の医療費は指定難病の医療費助成の対象外となるため、自己負担が必要となります。
- ○ただし、以下の期限までに更新申請が行われ、認定となった場合は、更新申請書の受理日にかかわらず、有効期間の切れ目なく受給者証を交付します。(審査の結果、不認定となる場合もあります。)
- <有効期間が令和3年9月30日までの方> (令和2年9月30日までの受給者証をお持ちの方を含む。) 延長後の受付期限: <u>令和3年12月28日(消印有効)</u> 交付する受給者証の有効期間: 令和3年10月1日~令和4年9月30日
- <有効期間が令和3年12月31日までの方> (令和2年12月31日までの受給者証をお持ちの方を含む。) 延長後の受付期限: <u>令和4年3月31日(消印有効)</u> 交付する受給者証の有効期間: 令和4年1月1日~令和4年12月31日
- ○その場合、受給者証の有効期間の開始日以降に支払われた医療費については、「特定医療費(指 定難病)請求書」に基づき環付します。
- ○延長後の受付期限までに更新申請が行われなかった場合、延長後の受付期限以降は新規申請として受け付けることとなり、認定となった場合の受給者証の有効期間の開始日は「申請書受理日」となりますので、ご注意ください。

【お問い合わせ先】岐阜県 健康福祉部 保健医療課 難病対策係 TEL 058-272-1111(内線2546) 又は 最寄りの保健所までお問い合わせください。

